１ 会議の名称	令和８年度第１回江別市固定資産評価審査委員会
２ 開催日時	令和８年１０月２８日（水）午前１０時００分～
３ 開催場所	江別市役所 本庁舎西棟２階 会議室１号
４ 議題・報告事項等	議題 （１）委員長の互選について （２）委員長職務代理者の指定について （３）江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定ついて 報告事項 （ア）令和８年度土地価格等縦覧帳簿 及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について （イ）固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について
５ 出席者名	固定資産評価審査委員会　小 林 敏 道 委員 西 脇 崇 晃 委員 長 内 香 委員 事務局長　大 橋 克 則 事務局書記　澤 田 明 子 江別市総務部長（固定資産評価員）　白 石 陽一郎 江別市総務部財務室長　柴 田 佳 典 江別市総務部財務室資産税課長　田 中 紀 克 江別市総務部財務室資産税課土地係長　金 澤 由 希
６ 会議資料	（資料１） 江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程公布文（案） (参考)江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 (参考)江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 （資料２）年度別（令和６～令和８年度）の縦覧及び閲覧状況 （資料３）固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移

江別市固定資産評価審査委員会議事録

小林委員長職務代理	それでは、令和８年度第１回江別市固定資産評価審査委員会を開会いたします。 次第の２の（１）、委員長の互選についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第２条第２項の規定により、委員の中から互選で選出したいと思いますが、どなたがよろしいでしょうか。
長内委員	前委員長のもとで長らく職務代理者を務めていただいた小林委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
小林委員	私とのご意見がありましたが、よろしいでしょうか。
西脇委員	（了）
小林委員	それでは、本日令和８年１０月２８日から１年間、委員長は私がお引き受けいたします。よろしくお願いいたします。
小林委員長	次に、（２）委員長職務代理者の指定についてですが、江別市固定資産評価審査委員会条例第２条第４項の規定に基づき、職務代理者については、委員長が指名することとなっております。 西脇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
西脇委員	はい。よろしくお願いいたします。
小林委員長	続きまして、本日の会議の議事録署名委員については、長内委員にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。
長内委員	はい。よろしくお願いいたします。
小林委員長	次に、（３）江別市固定資産評価審査委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定ついて、事務局より説明お願いいたします。
大橋事務局長	事務局長の大橋です。 私から議題（３）についてご説明いたします。お手元の（資料１）をご覧いただきたいと思います。 まず、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査

	申出については、地方税法第４３２条より「文書をもって･･･申出することができる」とされております。 　一方、国は平成１４年に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）を制定しました。 　それを受け総務省は、その所管する書面等の手続きについて「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（総務省デジタル手続法施行規則）を制定し、地方税法第４３２条に規定する審査申出についても、電子手続（オンライン化）を可能といたしました。 　しかしながら、審査申出の具体的な手続と方法は、「江別市固定資産評価審査委員会条例」及び「同規程」により定めていることから、電子手続による具体的な方法等については、条例等で規定する必要があります。また、市が条例等で規定している他の行政手続きについても、担当する部署が個々に改正する必要があります。 　そこで市は、個別に条例等を改正することなく、電子手続（オンライン化）を可能とするための通則条例として、「江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」（デジタル手続条例）及び「同施行規則」を、令和８年第１回定例会に上程し可決され、本年３月３０日公布、同日施行されたところであります。 　これにより、この度ご提起いたします、お手元にあります資料１の規程の制定をもって、条例改正を行わず「デジタル手続条例」及び「同施行規則」を根拠に、審査申出の電子手続が可能となりますことから、この規程を制定することについて、ご審議いただきご承認賜りたく存じます。 　説明は以上です。
小林委員長	ただ今説明のありました件について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。 （なし）
小林委員長	それでは、これはよろしいということで。 　次に、３その他の（１）、報告事項のア、令和８年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について、報告願います。

田中資産税課長	報告事項ア「令和８年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について」ご説明いたします。（資料２）をご覧ください。 この資料は、縦覧帳簿の縦覧者数と、縦覧期間中の固定資産課税台帳等の閲覧者数について、江別市と近隣市の状況を年度別にまとめたものです。 縦覧は、固定資産税の納税者が、市内の土地や家屋の所在と価格のほか、土地の地番、地目、地積、若しくは家屋の番号、種類、構造、床面積を記載した縦覧帳簿を縦覧することで、自己の所有する土地や家屋の価格と、他の方が所有する土地や家屋の価格を比較することができる制度です。 また、閲覧は、固定資産税の納税義務者が、自己の所有する資産が記載された固定資産課税台帳や名寄帳を見ることができる制度です。 この縦覧・閲覧制度は、自己の所有する固定資産を知らしめ、その価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をする機会を設けるものであります。 当市における令和８年度の縦覧期間は、４月１日水曜日から第１期の納期限である６月１日月曜日までで、縦覧者は３名、縦覧期間中の閲覧者は２０８名となり、昨年度と比較して、縦覧者は１名の増、閲覧者は６５名の減となりました。 なお、縦覧期間中の閲覧手数料は無料としております。 以上です。
小林委員長	ただ今報告のありました件について、ご意見やご質問はありませんでしょうか。 （なし）
小林委員長	それでは次に、イの固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況について、報告願います。
大橋事務局長	それでは、報告事項イの「固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について」ご報告いたします。お手元の（資料３）をご覧願います。 「一般財団法人　資産評価システム研究センター」作成の資料であります。

	各年度の括弧書きにある「基準年度」は、３年ごとに評価を見直す評価替の年度であります。 全国的に、基準年度は審査申出件数が多く、以降「第２年度」「第３年度」は少ない状況にあります。 なお、次回評価替を行う「基準年度」は、来年度の令和９年度となります。 報告は、以上であります。
小林委員長	ただ今報告のありました件について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 （なし）
小林委員長	次に、（２）のその他ですが、委員の皆さんから何かございませんか。 （なし）
小林委員長	事務局から何かありませんか。
大橋事務局長	ございません。
小林委員長	他になければ、以上をもちまして、本日の江別市固定資産評価審査委員会を閉会いたします。
閉会	（終了時刻：午前１０時１６分）